

〔諮問・答申事項〕

第1号 源内幼稚園廃止認可

区 分		内 容											
1	名 称	源内幼稚園											
2	位 置	青森市富田1丁目26番33号											
3	設 置 者 名	学校法人源内幼稚園（理事長 柿崎 實）											
4	園 長 名	柿崎 賀											
5	廃止の理由	幼保連携型認定こども園へ移行するため											
6	廃止の時期	平成30年3月31日											
7	収容定員等	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>園 児</th> <th>学 級 数</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 歳 児</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">} 8</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">} 280</td> </tr> <tr> <td>4 歳 児</td> </tr> <tr> <td>5 歳 児</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">280</td> </tr> </tbody> </table>	園 児	学 級 数	定 員	3 歳 児	} 8	} 280	4 歳 児	5 歳 児	計	8	280
園 児	学 級 数	定 員											
3 歳 児	} 8	} 280											
4 歳 児													
5 歳 児													
計	8	280											
8	生徒の処遇	幼保連携型認定こども園源内幼稚園へ引き継ぐ。											
9	教職員の処遇	幼保連携型認定こども園源内幼稚園へ引き継ぐ。											
10	施設・設備	幼保連携型認定こども園源内幼稚園へ引き継ぐ。											

《参考》 園児数の状況（平成29年5月1日現在）

	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計	充足率
園 児 数	2名	35名	70名	63名	170名	60.7%

《参考》 3歳未満児の状況（平成29年6月30日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
園 児 数	0名	7名	13名	20名

〔諮問・答申事項〕

第2号 八戸学院幼稚園廃止認可

区 分		内 容															
1	名 称	八戸学院幼稚園															
2	位 置	八戸市湊高台6丁目14番5															
3	設 置 者 名	学校法人光星学院（理事長 法官 新一）															
4	園 長 名	道合 康子															
5	廃止の理由	幼保連携型認定こども園へ移行するため															
6	廃止の時期	平成30年3月31日															
7	収容定員等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>園 児</th> <th>学 級 数</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 歳 児</td> <td>4</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>4 歳 児</td> <td>2</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>5 歳 児</td> <td>2</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>	園 児	学 級 数	定 員	3 歳 児	4	60	4 歳 児	2	70	5 歳 児	2	70	計	8	200
園 児	学 級 数	定 員															
3 歳 児	4	60															
4 歳 児	2	70															
5 歳 児	2	70															
計	8	200															
8	生徒の処遇	幼保連携型認定こども園へ引き継ぐ。															
9	教職員の処遇	幼保連携型認定こども園へ引き継ぐ。															
10	施設・設備	幼保連携型認定こども園へ引き継ぐ。															

《参考》 園児数の状況（平成29年5月1日現在）

	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計	充足率
園 児 数	3名	37名	40名	60名	140名	70%

〔諮問・答申事項〕

第3号 百石幼稚園廃止認可

区 分		内 容											
1	名 称	百石幼稚園											
2	位 置	おいらせ町字沼端14番地75号											
3	設 置 者 名	学校法人鵬学園（理事長 吉田 長一）											
4	園 長 名	吉田 絹恵											
5	廃止の理由	幼保連携型認定こども園へ移行するため											
6	廃止の時期	平成30年3月31日											
7	収容定員等	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>園 児</th> <th>学 級 数</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 歳 児</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">} 5</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">} 140</td> </tr> <tr> <td>4 歳 児</td> </tr> <tr> <td>5 歳 児</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">140</td> </tr> </tbody> </table>	園 児	学 級 数	定 員	3 歳 児	} 5	} 140	4 歳 児	5 歳 児	計	5	140
園 児	学 級 数	定 員											
3 歳 児	} 5	} 140											
4 歳 児													
5 歳 児													
計	5	140											
8	生徒の処遇	認定こども園百石幼稚園へ引き継ぐ。											
9	教職員の処遇	認定こども園百石幼稚園へ引き継ぐ。											
10	施設・設備	認定こども園百石幼稚園へ引き継ぐ。											

《参考》 園児数の状況（平成29年5月1日現在）

	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計	充足率
園 児 数	0名	28名	30名	33名	91名	65%

《参考》 3歳未満児の状況（平成29年6月28日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
園 児 数	4名	8名	8名	20名

幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行の手続について

幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行する場合は、学校教育法に基づく廃止の認可と、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設置の認可の両方の手続が必要になる。

○ 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても、同様とする。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
- 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
- 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

2～5（略）

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項及び第7項並びに次条第1項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2～7（略）